

駆け付け警護可否判断へ

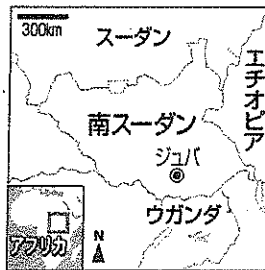
南スーダン P K O リスク拡大必至

安保法成立きょう1年

自衛隊の海外活動を大幅に広げ、集団的自衛権行使を可能にした安全保障関連法は19日、成立から1年を迎えた。政府は南スーダンの国連平和維持活動（P K O）に「NEWSの言葉」で「駆け付け警護」を実施するための訓練を開始。11月派遣予定の部隊に新任務として付与できるか近く可否を判断する。安保法は運用段階へ本格的に移行。海外での武器使用が増え、戦闘に巻き込まれるリスク拡大は避けられない。全国各地で違憲訴訟が起き、攻防の舞台は司法にも広がった。

【4面に関連記事、24面に特集】

7月の参院選後、安倍政権は内閣改造し、野党第1党の民進党は連舫代表を選出。新



の野党4党は安保法廃止の主張を掲げており、再び論戦が交わされる。

駆け付け警護は、武装集団に襲われた国連職員らを隊員が武器を使い救出する行為。安保法成立前は、憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあるとして認められていなかった。

安保法は駆け付け警護に関する、従来のP K O参加原則

に加えて、紛争当事者による受け入れ同意が「安定的に維持されている」ことを要件とした。福田朋美防衛相は訪米中の今月16日、記者団に「状況は刻々と変わる。見極めていかなければいけない」と、現地情勢を踏まえ、慎重に検討する考えを示した。陸自宿営地の隣にあるビルで7月に銃撃戦があったことも判明している。

政府は10月末までの派遣期間を延長し、活動内容に新任務を加える実施計画変更の閣議決定を検討している。与党の審議を経て、国家安全保障会議（NSC）で最終判断する段取り。